

理事長    松井 敏浩

任意継続被保険者及び特例退職被保険者の標準報酬月額の設定について

標記の件、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

標準報酬月額

- ① 任意継続被保険者の平成 31 年度標準報酬月額は、  
500,000 円または従前の標準報酬月額のいずれか低い方とする。
  
- ② 特例退職被保険者の平成 31 年度標準報酬月額は、  
300,000 円とする。

適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

以上